

平成 30 年度 保育園等入園のご案内

保育園等は、保護者が働いている場合や病気療養等の理由により、家庭で子どもを保育できないときに限りお子さんを保育する施設です。

平成 30 年度に、やまゆり・雪窓・たんぽぽ保育園・杉の子幼稚園附属保育園つくしんぼ等への入園（転園）を希望する方は、下記のとおり申請をしてください。**既に入園されているお子さんで引続き入園を希望される場合も申請が必要になります。**

なお、平成 27 年 4 月から、子ども・子育て支援新制度が始まり、保育園等へ入園する場合、**保育の必要性について認定を受けることが必要**となりました。

認定申請と保育園等利用申請（入園申請）は、同一用紙により、あわせて申請を受け付けます。

記

1. 提出先

役場 町民課こども係

2. 必要な書類

- (1) 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書
別紙記入例を参照のうえ、(2) の必要書類と共にご提出ください。
- (2) 保育が必要であることを証明する書類（父母とも必要です）

保 育 が 必 要 で あ る 要 件	証 明 書 類
保護者が仕事に従事している場合	勤務証明書または自営業・農業申立書
病気・負傷療養中である場合	医師の診断書
同居の親族を常時看護・介護している場合	看護・介護の事実がわかる書類
妊娠・出産の場合	母子手帳の写し
求職中の場合	求職に関する申立書
就学中の場合	就学証明書等
上記以外の場合	その事実が証明できる書類等

※必要に応じ、勤務先事業所に連絡することがありますので、ご了承ください。

- (3) 広域入所理由書
保護者の勤務の都合や里帰り出産等で、御代田町以外の保育園等に入園を希望される場合に提出してください。なお、広域入所基準に基づき認定されます。

(4) その他

児童に食物アレルギーがある場合、病気や発育状況などで気になることがある場合は、申請の際に必ず町民課こども係にご相談ください。児童の状況によって医師の診断書等の提出や、申請後に面接をさせていただく場合があります。

また、平成 29 年 1 月 2 日以降御代田町に転入された方は、平成 29 年 1 月 1 日の時点で住所があった市町村で「平成 29 年度所得課税扶養証明書」を取り、申込時に提出してください。父母両方の証明が必要となります。既に保育園等を利用している方で、提出済の方は不要です。

3. 保育の必要性

保護者が下記のいずれかの理由により、保育が必要である認定を受けることができます。

- (1) 保護者が家庭の外で月に 64 時間以上仕事をしている場合
- (2) 保護者が家庭の中で月に 64 時間以上家事以外の仕事をしている場合
- (3) 保護者が病気、負傷、心身に障害を有する場合
- (4) 保護者が出産の前後(原則として産前2か月間・産後3か月間)である場合
- (5) 保護者が長期にわたる病人、または心身に障害を有する同居の親族を常時看護または介護している場合
- (6) 保護者が求職中(原則として求職開始から3か月間)の場合
※年度当初については、4月～6月の3か月間
- (7) 保護者が就学中の場合
- (8) 家庭が火災や風水害等の災害にあった場合
- (9) 上記の各項目に類する状態にあると町長が認めた場合

※上記以外の理由により、保育園等の利用を行いたい場合は、事前にご相談ください。

※各区の民生児童委員が保育の必要性について、家庭の実態調査を行う場合があります。

4. 申請の注意事項

- (1) 御代田町に住所がある方(今後住所を移す予定の方)以外の申請はできません。
お住まいの市町村にご相談ください。
- (2) 4月からではなく、年度途中に入園を希望する方も、この申請期間中に申請してください。転入予定・出産予定の方も申請書を提出できます。
- (3) 新規入園・転園の子どもは、入園後1週間は「ならし保育」があります。その間は半日保育にご協力願います。

5. 区分認定・保育必要量の認定

申請書及び提出書類を確認し、保育認定が必要かどうかを町が判断し、支給認定決定通知書を交付します。支給認定決定通知書に書かれた「区分認定期間」と実際に保育園等を利用することができる「保育利用期間」は異なります。

なお、支給認定申請の際に虚偽の報告もしくは届出を行った場合、子ども・子育て支援法第24条及び子ども・子育て支援施行令第3条に基づき、認定の取消しをすることがあります。勤務先や勤務時間などに変更が生じた場合は、その都度変更申請が必要となりますので、状況が変わった際は、ご連絡ください。

保育認定を受けた家庭は、保護者の入所要件や勤務時間により、保育の必要量が決まります。保育の必要量は、申請書類に基づき町が判断します。

(保育の必要量)

区 分	内 容
保 育 標 準 時 間	通勤時間を含む通勤時間の範囲で、最長 11 時間の保育を受けることが可能。月 120 時間以上就労していること。
保 育 短 時 間	月 64 時間以上 120 時間未満の就労であること。最長 8 時間の保育を受けることが可能。

※それぞれの時間を過ぎた場合は、延長保育の利用が可能です。

保護者の勤務時間帯では「保育標準時間」の認定を受ける世帯でも、同居の親族などが迎えに来ることが可能な場合は、「保育短時間」を選択することができます。(時間帯により、保育料に差があります。)

6. 入園の優先順位について

保育園等の利用申請は、先着順ではありません。ただし、申請期間終了後は随時受付し、提出順に対応いたします。

保育園等ごとの各年齢定員を入園希望数が上回った場合、御代田町の定める優先順位の高い家庭の子どもから入園を決定します。優先順位の低い家庭は、別の保育園等をご利用いただくか、もしくは入園できないことがあります。決定は、申請書類に基づいて行い、優先順位が同じ方で定員を超えたときは抽選することがあります。

なお、申請の証明書類の提出がない場合は、もっとも優先順位の低い事由で判断いたします。

7. 入園までの手続きの流れ

保育園等の入園への流れはおおむね次のとおりとなります。

1. 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書の提出

平成29年10月10日～11月10日までに町民課こども係へ提出。

申請書と一緒に、保育が必要であることを証明する書類もご提出ください。

2. 書類審査・利用調整

提出された申請書及び資料を基に、区分の認定と保育園等の利用調整を行います。

児童の状況などにより、面談を行うことがあります。

3. 支給認定決定通知書・利用決定通知書の交付

1月下旬頃、郵送または保育園等から直接書類を配布します。

交付書類：支給認定決定通知書、利用決定通知書、一日入園案内（新規児童のみ）

口座振替依頼書(未登録の家庭のみ)、家庭のしらべ

※広域入所を希望される方は、園の利用調整について時間がかかる場合がありますので、その場合には先に支給認定決定通知書のみお送りします。（利用調整完了の連絡があり次第、決定通知書をお送りします。）

4. 1日入園（新規・転園児童のみ）

各保育園等で開催します。持ち物、保育園のきまり等の説明、面談があります。

※途中入園の方は、別途ご案内します。

入 園

※新規・転園児童は1週間のならし保育にご協力ください。

※継続児童は、希望保育となります。

8. 保育料について

保育料は、保護者等の前年または当年度の住民税額により決定しますので、別紙をご覧ください。「保育標準時間」と「保育短時間」のご家庭で保育料は異なり、8月までは前年度の住民税額、9月からは当年度の住民税額での算定を行います。

なお、保育料は今後変更となる可能性があります。

9. その他

保育時間等につきましては、各保育園等のしおりをご覧ください。

10. 問い合わせ

ご不明な点がございましたら、町民課こども係へお問い合わせください。

電話 0267-32-3114 (町民課直通) FAX 0267-32-3929